



第3次ばんどろ男女共同参画プラン
(2018～2022)
進捗状況調査報告書

～市民一人ひとりが輝き 男女ともに活躍できるまちを目指して～

令和 5 年 6 月
坂 東 市

令和4年度 第3次ばんどう男女共同参画プラン進捗状況調査概要

- 1 調査目的 「第3次ばんどう男女共同参画プラン」(平成30年3月策定)に示した各事業について、進捗状況を調査・評価し、より効果的な事業展開を行うためのものである。
- 2 調査対象 全庁
- 3 調査時期 令和5年3月1日現在
- 4 調査項目 掲載事業(全99項目)
プランに示した事業の進捗状況について現状を踏まえ3段階評価し、各課の結果をとりまとめた。
- 5 評価結果

男女共同参画プランに示した施策の評価	回答数	割合
A … 計画通り実行している。 達成率70%以上	87	87.9%
B … 計画通り一部実行している。 達成率40%～69%	12	12.1%
C … ほとんど実行していない。 達成率39%未満	0	0.0%
合計	99	100.0%

※割合の数値は小数点第2位で四捨五入しています。

6 進捗状況調査の推移

	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	第3次プラン策定		2年目		3年目		4年目		5年目	
施策の評価	回答数	割合(%)	回答数	割合(%)	回答数	割合(%)	回答数	割合(%)	回答数	割合(%)
A	69	69.7	70	70.7	70	70.7	65	65.7	87	87.9
B	14	14.1	19	19.2	23	23.2	31	31.3	12	12.1
C	16	14.2	10	10.1	6	6.1	3	3.0	0	0.0
合計	99	100.0	99	100.0	99	100.0	99	100.0	99	100.0

第3次ばんどう男女共同参画プラン進捗状況調査一覧(R5.3.1現在)

No	事業名	実績	評価	実績に対する評価	担当課
1	広報紙への掲載	広報紙掲載 ・9月 男女共同参画審議会(諮問)・女性人材バンク登録者募集 ・11月 ばんどう市女性団体協議会 市長を囲んでパパママ懇談会開催 ・1月 女性に対する暴力をなくす運動実施 ・2月 男女共同参画講演会開催	A	男女共同参画社会の推進に関する事項について協議する「男女共同参画審議会」の開催記事。女性に対する暴力根絶の啓発活動の様子だけでなく、女性活躍や、男女共同参画の推進を目的に活動する女性団体協議会の事業を掲載し、男女共同参画の啓発をすることができた。	市民協働課
2	啓発パンフレットの収集・提供	県や国など関係機関から発行、送付されたパンフレットやポスターなどを市役所や公共施設に設置した。	A	啓発パンフレットを市役所や公共施設、各イベント等多くの人が集まる場所に設置することにより、広く市民に啓発することができた。	市民協働課
3	イベント等の情報提供	いきいきセミナーの案内や市民団体の活動等を広報紙やホームページに掲載した。男女共同参画講演会のチラシを全戸配布した。	A	広報に加えてホームページに掲載し、男女共同参画講座や講演会について幅広く情報提供をすることができた。	市民協働課
4	参加しやすい講座の実施と充実	12/19 坂東市男女共同参画講演会(トップセミナー) 参加者 38名 「SDGsが目指す男女共同参画社会～今、地域社会に問われていること～」 2/19 いきいきセミナー(第1回)参加者 17名 「ミモザの花に感謝をこめて」 3/12 いきいきセミナー(第2回)参加者 35名 「体温を上げてもっとキレイに」	A	公共施設へチラシやポスターの設置、広報誌で全戸配布、ホームページへ掲載し幅広い層への参画を働きかけた。	市民協働課
5	出前講座の実施	出前講座の実施件数 「地域の絆を深めよう(避難所運営ゲーム)」 3件	A	市民の要望に応じて出前講座を実施することができた。引き続き、広報やホームページ等で幅広く周知し、実施していく。	市民協働課
6	地域の会合等に合わせた啓発	いい夫婦の日のぼり旗を公民館等に設置し啓発を行った。	A	市民講座や団体活動等が行われる公共施設で啓発を実施することができた。	市民協働課
7	若者向けの意識啓発(新規)	若年層の性暴力被害予防月間(R4.4月 お知らせ版掲載)	A	広報紙だけではなく、ホームページを活用し幅広く啓発をすることができた。	市民協働課
8	活動団体への参加促進	ばんどう市女性団体協議会の活動について、ホームページに掲載した。また、役員と共に会報誌を作成し全戸配布した。	A	ばんどう市女性団体協議会の活動情報を発信し、団体の育成支援に努めた。	市民協働課
9	活動団体相互のネットワーク化	R4.6月 男女共同参画社会づくりに向けての全国会議オンライン研修参加(ばんどう市女性団体協議会事業) R4.10月 市長を囲んでパパママ懇談会 Part3開催(ばんどう市女性団体協議会事業) R4.12月 坂東市男女共同参画講演会開催(ばんどう市女性団体協議会事業)「SDGsが目指す男女共同参画社会～今、地域社会に問われていること～」 R5.2月 いきいきセミナー(第1回)開催(坂東市女性フォーラム主催・市後援)「ミモザの花に感謝をこめて」 R5.3月 いきいきセミナー(第2回)開催(坂東市女性フォーラム主催・市後援)「体温を上げてもっとキレイに」	A	懇談会や研修会、講演会等の事業を実施し、各女性団体相互のネットワーク化を促進することができた。	市民協働課
10	活動団体への支援	女性団体と連携し、イベントや活動内容を考え、施設や会場の提供をした。	A	男女共同参画を推進する団体の活動について、場所の提供および活動の支援に努めた。	市民協働課
11-1	地区リーダーの育成	8/3 茨城県男女共同参画推進員及び市町村男女共同参画職員研修会出席(県推進員2名、職員1名)	A	県男女共同参画推進員の主な年間活動のうち、研修会出席の活動支援に努めた。	市民協働課
11-2	地区リーダーの育成	女性団体や男女共同参画推進の活動場所として、会議室等を提供した。	A	男女共同参画を推進する団体の活動について、場所の提供および育成活動の支援に努めた。	市民協働課

第3次ばんどう男女共同参画プラン進捗状況調査一覧(R5.3.1現在)

No	事業名	実績	評価	実績に対する評価	担当課
12	外国語指導助手(ALT)の活用	外国語指導助手(ALT)を小中に12人配置。小学校では英語活動や外国語活動及び外国語、中学校では外国語の授業でのTTや英語プレゼンテーションフォーラム、弁論大会等の支援を行った。	A	学級担任とのチームティーチングを通して、各学年の成長段階や実態に応じながら言語活動の充実を図った。意識調査では、ALTの支援が、コミュニケーションへの自信や外国への興味関心につながったと答える生徒が多く見られた。	指導課
13	国際社会の情報収集・提供	国際女性デーについてイベントを実施し、広報、ホームページ等により情報を発信した。国内外の男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを掲載している総合情報誌等、男女共同参画関連図書を市役所に設置している。	A	広報紙、ホームページ等により情報を発信し、国際的視野の醸成に努めた。	市民協働課
14	外国人のための情報提供・相談事業	外国人の女性相談利用件数 ・相談員対応 0件 ・職員対応 2件	A	女性相談員による相談窓口以外に、職員も外国人の相談に対応した。	市民協働課
15	情操豊かな心の育成	各校において人権集会を実施。県主催の人権啓発活動である人権メッセージ募集について、市内全校が取り組み、作品を応募。計画訪問の際に、各校及び園で人権教育や人権に配慮した指導について指導・助言を行った。	A	各校において、工夫を凝らした(オンライン含む)人権集会を実施することができた。	指導課
16-1	社会的性差(ジェンダー)の有無についての点検	《こども課》 社会的性差について、保育所等では年間を通じて実施してきた。 《学校教育課》 各校において、年数回程度の授業を行い男女平等教育の推進をしている。	B	《こども課》 国と連携して行うことができた。 《学校教育課》 男女平等教育の推進と理解を目的とした授業を行うことで、相互理解を深めることに寄与した。	こども課 学校教育課
16-2	社会的性差(ジェンダー)の有無についての点検	各校において人権集会を実施。県主催の人権啓発活動である人権メッセージ募集について、市内全校が取り組み、作品を応募。計画訪問の際に、各校及び園で人権教育や人権に配慮した指導について指導・助言を行った。	A	各校において、工夫を凝らした(オンライン含む)人権集会を実施することができた。	指導課
17-1	人権教育の充実	道徳や特別活動、総合的な学習の時間等、教科横断的に人権教育を行った。コロナ差別に関する人権教育を指導計画に位置付け実施した。計画訪問の際に、各校及び園で人権教育や人権に配慮した指導について指導・助言を行った。	A	各学校の全体計画、推進計画の見直しを依頼した。また、コロナ差別に関する人権教育の資料等について周知した。	指導課
17-2	人権教育の充実	人権擁護委員が学校訪問し、人権作文の募集、人権教室など啓発活動を実施。「子どもの人権SOSモニター」についての文書等は各小中学校へ配付。	A	計画通りに実施し、啓発活動ができた。	社会福祉課
18	社会的性差に関する研修の実施	計画訪問の際に、各校及び園で人権教育や人権に配慮した指導について指導・助言を行った。	A	教職員を対象とした人権教育研修会を実施した。人権課題について研修を行い、教職員の人権意識の高揚が図れた。	指導課
19	男女共同参画意識を高める指導内容の研究	計画訪問の際に、各校及び園で人権教育や人権に配慮した指導について指導・助言を行った。	A	教職員を対象とした人権教育研修会を実施した。人権課題について研修を行い、教職員の人権意識の高揚が図れた。	指導課
20-1	男女共同参画教育に関する案内の実施(資料配布)	《市民課》 市民のかたの目にとりやすい場所にパンフレット等を備え啓発活動を行った。 《さしま窓口センター》 啓発用パンフレットを引き続き窓口を設置した。	A	《市民課》 チラシ等の配布場所が限られているが、市役所1階ロビーに設置し、多くの来庁者に啓発することができた。 《さしま窓口センター》 資料配置に関して、目につきやすく、手に取りやすい場所を確保してきた。	市民課 さしま窓口センター

第3次ばんどう男女共同参画プラン進捗状況調査一覧(R5.3.1現在)

No	事業名	実績	評価	実績に対する評価	担当課
20-2	男女共同参画教育に関する案内の実施(婚姻時の啓発)	《市民課》 婚姻届の用紙を取りに来たときや届書の提出に来庁した際にパンフレット等を一緒に配布した。 《さしま窓口センター》 婚姻届受付時に、啓発用パンフレットを直接配付した。	A	《市民課》 婚姻時などは、ご夫婦で来庁される場合が多いので、効果的と考える。 《さしま窓口センター》 婚姻届の案内や受付時に直接配布できる体制をとっている。	市民課 さしま窓口センター
21	保護者への男女平等教育の啓発	保護者学級の男性参加や保護者の男女平等教育について意識が定着しているため、特に啓発は行っていない。	A	それぞれの学校において、保護者学級の男性参加や保護者の男女平等教育について意識が定着している。	指導課
22	家庭内での男女共同参画の促進	「いい夫婦の日」啓発 ・公共施設・商業施設へのぼり旗設置(14か所) ・市役所ロビー、窓口にて啓発のポケットティッシュを配布	A	多くの市民が訪れる商業施設や、市民講座や団体活動等が行われる公共施設で啓発を実施することができた。	市民協働課
23	住民意識調査の把握と意識の啓発	R4.7男女共同参画プラン策定に伴い、住民意識調査に加え、事業所への意識調査も行った。 R4.10市長を囲んでパパママ懇談会開催(ばんどう市女性団体協議会主催)	A	今回事業所への意識調査を行い、市の事業所への啓発や、子育て世代の市民と市長との意見交換会等を実施し、市に対する要望など状況を把握することができた。	市民協働課
24	関連図書・資料の充実	男女共同参画に関連する資料リストの定期更新、HP上に関連資料のブックリストを掲載。	A	新刊資料を積極的に購入した。	図書館
25-1	生命の大切さや人権などをテーマとした映画、演劇などと融合した啓発	人権をテーマとした人権啓発動画の視聴を実施。街頭での人権啓発キャンペーンや人権講演会を開催。	A	計画通りに実施し、啓発活動ができた。	社会福祉課
25-2	生命の大切さや人権などをテーマとした映画、演劇などと融合した啓発	R4.12 男女共同参画講演会「SDGsが目指す男女共同参画社会～今、地域社会に問われていること～」開催	A	SDGsから、ジェンダー平等や女性活躍についての講話を通して、男女共同参画について学べる場となった。	市民協働課
26	家庭等での暴力に関する問題意識の啓発	女性に対する暴力をなくす運動期間(R4.11月)に、パープル・ライトアップ等啓発記事をお知らせ版・屋外情報塔で広報した。	A	より多くの市民の目に止まるよう、市役所にてライトアップの範囲を拡げ、より啓発と周知ができた。	市民協働課
27	暴力を許さない社会意識の啓発	女性相談カード設置 ・公共施設 6箇所 ・商業施設 4箇所 暴力をなくす運動期間での啓発 ・パープルライトアップ及びパープルリボンの実施	A	公共施設や商業施設等に女性相談啓発カードを設置し、暴力をなくす運動期間を利用して暴力を許さない社会意識の啓発に努めることができた。	市民協働課
28	児童虐待等の早期発見、保護、支援のためのネットワークづくり	R4要保護児童対策地域協議会代表者会議(1回) R4要保護児童個別ケース検討会議(9回) R4定期検討会(6回) R4実務者会議(1回)	A	児童の安全のために、関係機関と連携をとり、対応にあたることができた。	こども課
29	配偶者等からの暴力の相談窓口及び相談方法等についての周知	女性相談日を毎月広報紙で周知。 女性相談カード設置 ・公共施設 6箇所 ・商業施設 4箇所	A	女性相談日を毎月広報することにより、市役所にも相談する場所があることを周知することができた。	市民協働課
30	相談者への具体的な支援策の検討と実施	R4一時保護所移送件数 2件 R4警察と連携対応件数 4件	A	警察と密に連携、情報提供することで、相談者を保護することができた。	市民協働課
31	相談及び情報提供窓口の設置と情報提供の拡充	・市の相談窓口の一覧と国や県などの相談窓口のパンフレットを設置。 ・4/7 お知らせ版掲載「若年層の性暴力被害予防月間」 ・11/4 お知らせ版掲載「女性に対する暴力をなくす運動」期間(県、県警、市等の相談窓口の情報記載)。	A	市の女性相談だけでなく、女性が安心して暮らしていくための相談窓口の情報を幅広く提供することができた。	市民協働課

第3次ばんどう男女共同参画プラン進捗状況調査一覧(R5.3.1現在)

No	事業名	実績	評価	実績に対する評価	担当課
32	セクシュアル・ハラスメント防止の啓発	R4.12 男女共同参画講演会時に、ポスター等を掲示し啓発した。	A	多くの市民や事業所が参加する、男女共同参画講演会開催時にポスターを掲示し啓発を行う事ができた。	市民協働課
33	セクシュアル・ハラスメントの相談窓口の周知	女性相談日を毎月広報紙で周知。 ・R4女性相談でのセクシュアル・ハラスメントに関する相談 0件	A	セクシュアル・ハラスメントの相談はなかった。啓発の効果が出ているので、引き続き周知を行いたい。	市民協働課
34-1	メディア・リテラシーを育む教育についての情報収集	各校において、メディア・リテラシーを育む教育についての情報を収集している。	B	ICT教育の導入等により、メディア・リテラシーに対する必要性に対する意識啓発に取り組んだ。	学校教育課
34-2	メディア・リテラシーを育む教育についての情報収集	県主催のメディア・リテラシーに関する研修会の内容及び実施について確認。通信機器等の安全な使用に関する啓発チラシ等を配付し、トラブル防止を呼びかけた。	A	携帯電話・インターネット等に対する情報モラル教育を児童生徒及び保護者にも行った。児童生徒への情報モラル教育の推進を図り、ネット上での人権意識を高めることができた。	指導課
35	メディア上での表現に関する相談窓口の設置	R4女性相談内でのメディア上での表現に関する相談 0件	A	メディア上での表現に関する相談はなかったが、相談があった場合は相談内容の関係機関と連携し、報告していく。	市民協働課
36	相談業務の拡充(新規)	《市民協働課》 R4庁内関係課と連携対応件数 5件 R4警察と連携対応件数 4件 《こども課》 家庭相談員による相談支援業務の実施 月～金曜日 午前9時～午後4時	A	《市民協働課》 生命に係わる案件のため、庁内の関係する各課や警察と密に連携し、対応することができた。 《こども課》 市民からの児童相談を受け付け、児童の健全な育成につなげることができた。	市民協働課 こども課
37	年齢に対応した健康知識の啓発	センター健診・コミュニティ健診にて感染症対策や健診結果異常についてのパンフレット配布。受診者5,801名。 いきいき健康相談 参加者5名。	A	健診時受付にてパンフレットを配布することで受診者の多くへ健康に関する知識の普及を図ることができた。また、web予約の広報に努め、利用者が増加。就労世代の方も予約が取りやすくなった。健康相談については、いきいき健康相談実施日以外でも、随時電話相談や面接を行ない、個別の相談ニーズに応えることができた。	健康づくり推進課
38	妊娠期から一貫した健康管理体制の構築	妊娠届出時に面接・保健指導を実施し、母子健康手帳および妊婦健康診査受診票・産婦健康診査受診票を交付。 4月～1月診察分の受診者 妊婦健診:2,279名 産婦健診: 362名 要支援妊産婦については電話や訪問で妊娠経過や健診受診状況を確認。適宜病院等との情報共有を実施。	A	妊娠届出時に妊婦との面接を助産師等が、面接を行い情報提供の他に不安の軽減などの寄り添い支援を行った。 妊娠9か月ごろに電話をし情報提供、傾聴を行った。 要支援妊産婦においては、電話にて状況確認相談を行い、必要時訪問を行った。また、医療機関と情報共有し、対象者が、安全に生活できるように支援できた。	健康づくり推進課
39	思春期保健対策	市内4中学校、5小学校での思春期教育(助産師による講話や赤ちゃん人形抱っこ体験、グループワーク等)を実施。 中学校:12回 663名 小学校: 9回 243名	A	市内の各小中学校に出向き、保健師・助産師とともに「命の大切さ」「性感染症」「健康な体づくり」等の正しい知識の普及に努めた。	健康づくり推進課
40	子どもや母親のこころとからだの健康の確保	ひよこサロン(2か月児相談)参加者 62名 乳幼児相談 参加者 延128名 3か月児健診 受診率99.2% 1歳6か月児健診 受診率94.5% 2歳児歯科検診 受診率95% 3歳児健診 受診率93.9%	A	当初新型コロナウイルス感染症の影響から、事業の中止や縮小をして行う事業もあったが、現在は、感染症対策を行いながら実施している。事業自体を縮小しているので長時間の母親同士の交流は難しいが、感染症対策を行い交流の時間をできるだけ多くとれるよう工夫して事業を行っている。また、母親の孤立を防ぐためのアドバイスを個別で行っている。	健康づくり推進課
41-1	青壮年期から中年期の女性の受診率向上	検診日程表は全戸配布し、予約開始日直前に発行する広報ばんどうお知らせ版に案内を掲載。LINEでの周知も開始した。 センター健診・コミュニティ健診にて大腸がん検診を同時実施。早朝・休日の検診を実施。 R4年度より託児を再開。 女性の大腸がん受診者 2,545名	A	感染症対策を講じながら各健診を実施し、受診者数増加。 LINEでの周知や早朝・休日の開催、託児を再開したことも、女性の受診率向上につながったと考えられる。	健康づくり推進課

第3次ばんどう男女共同参画プラン進捗状況調査一覧(R5.3.1現在)

No	事業名	実績	評価	実績に対する評価	担当課
41-2	青壮年期から中年期の女性の受診率向上	婦人がん検診を集団検診・医療機関検診にて実施。 受診者 子宮がん検診2,407名、乳がん検診2,908名 集団検診では休日の実施を継続。女性の健康に関するパンフレットを配布。感染症対策を講じながら託児を再開。 医療機関検診実施期限終了前にLINEを使用した受診勧奨を行った。	A	感染症対策を講じながら集団検診を実施。受診勧奨・再勧奨を行うなどし、受診者数増加。 医療機関検診実施期限終了前の案内を実施したことにより、期限直前での受診者が増加した。	健康づくり推進課
42	審議会等への女性登用の促進	審議会等の女性登用状況調査(令和4年4月1日現在) ・地方自治法(第202条の3)に基づく審議会委員数409名中女性107名、女性比率は26.2% 前年度から1.7%増 ・地方自治法(第180条の5)に基づく委員会委員数28名中女性2名、女性比率は7.1% 前年度から増減無	B	審議会等の女性登用状況の割合が前年度に比べ1.7%増えているが、第3次ばんどう男女共同参画プランの目標値40%には届かない状況である。	各課
43-1	市職員の人材育成	各職員の能力や適性に応じた配置を行い、性別に関係なく働きやすい職場環境の整備に努めた。 なお、係長級以上の役職に占める女性職員の割合は、24.7%(令和4年4月1日現在)。	A	趣旨に基づき、男女平等で働きやすい職場環境整備を行った。	総務課
43-2	市職員の人材育成	令和4年度に講師養成講座を受講した女性職員は1名。また、他自治体との共同研修において講師を務めた職員9人のうち女性は2人で22%。	A	趣旨に基づき、活躍する場の拡大を行った。	総務課
44	審議会等開催時の託児費用負担(新規)	R4.10市長を囲んでパママ懇談会と男女共同参画講演会時に託児を設けたが、利用希望者はいなかった。	A	市民が参加する懇談会開催時に、市のこども園保育士派遣を依頼した。	市民協働課 各課
45-1	地域活動等における女性リーダーの登用促進	公民館講座講師(女性講師数) ・岩井公民館 11名 ・猿島公民館 8名 ・神大実分館 8名	A	女性講師に講座を務めていただき、リーダーとして登用することができた。	生涯学習課
45-2	地域活動等における女性リーダーの登用促進	坂東市共催の男女共同参画講座いきいきセミナー開催した。 R5.2 「ミモザの花に感謝をこめて」参加者17名 R5.3 「体温を上げてもっとキレイに」参加者35名	A	幅広い年齢の方が参加しやすいイベントを開催し、女性の活躍やキャリアについて考えるきっかけになった。講座参加者に女性人材バンク募集のチラシを配り、多くの人に啓発できた。	市民協働課
46	女性の能力向上を目的とした各種講座やセミナーの開催	県や国などで開催される講座等のチラシやポスターを市役所へ設置し、ばんどう市女性団体協議会の役員会の際に、情報提供を行った。	A	女性の能力向上を目的とした各種講座やセミナーの開催情報について、女性団体に情報提供することにより意識向上を図ることができた。	市民協働課
47	女性講師についての情報提供	年度明けに、文書配布に合わせて配布する「市民講座案内」にて、講師の登録を幅広く募集している。	A	広報活動の充実により、生涯学習講師としてより多くの女性の登録を促進するとともに、女性講師の講座等についての情報の提供に努めている。	生涯学習課
48	「女性活躍推進法」に基づく民間企業等との連携(新規)	《市民協働課》 R5.2 広報紙に男女共同参画講演会の開催と合わせて「女性活躍推進法」について掲載し、より効果的に周知した。 《商工観光課》 「女性活躍推進法」に基づく、一般事業主行動計画の策定及び認定等に関する説明会の開催を周知(3月に4回、市HP掲載3/2～)	A	《市民協働課》 トップセミナーも兼ねた男女共同参画講演会について市内事業所や学校へ啓発し、広報で開催内容と女性活躍推進法について幅広く周知できた。 《商工観光課》 「女性活躍推進法」に基づく、一般事業主行動計画の策定及び認定等に関する説明会の開催を市ホームページに掲載し周知に努めた。	市民協働課 商工観光課

第3次ばんどろ男女共同参画プラン進捗状況調査一覧(R5.3.1現在)

No	事業名	実績	評価	実績に対する評価	担当課
49	一般事業主行動計画の策定促進(新規)	≪市民協働課≫ ホームページに300人以下の労働者を雇用する事業主を対象に、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定について掲載している。 ≪商工観光課≫ 「女性活躍推進法」に基づく、一般事業主行動計画の策定及び認定等に関する説明会の開催を周知(3月に4回、市HP掲載3/2～)	A	≪市民協働課≫ 300人以下の労働者を雇用する事業主に対し、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定について、啓発することができた。 ≪商工観光課≫ 「女性活躍推進法」に基づく、一般事業主行動計画の策定及び認定等に関する説明会の開催を市ホームページに掲載し周知に努めた。	市民協働課 商工観光課
50	男性にとつての男女共同参画の意識啓発	男女共同参画講演会に市内事業所の管理職や各学校の管理職を招待し、男女共同参画社会へ向けての啓発を行った。	A	男女共同参画講演会にて男性管理職を招待し、女性登用等について意識啓発をすることができた。	市民協働課
51	家庭や地域活動の参加事例の促進(新規)	ホームページに、料理を通じて男性の家事・育児参画を応援する「”おとう飯”始めよう」キャンペーンサイトへのリンクを掲載した。	B	新型コロナウイルス感染症拡大を考慮し、男性を対象とした料理教室開催ができず、男性のロールモデルを発掘することが出来なかった。	市民協働課
52	男性の育児・介護休業取得の促進(新規)	≪市民協働課≫ 第4次ばんどろ男女共同参画計画の策定にあたり、事業所等へ意識調査を実施し、啓発を促した。 ≪総務課≫ 男性職員で育児休業を取得した件数 4件 ≪商工観光課≫ 実績なし	B	≪市民協働課≫ 事業所への意識調査を行い、市の事業所への啓発や、状況を把握することができた。 ≪総務課≫ 制度の周知に努め、前年より倍増することができた。	市民協働課 総務課 商工観光課
53	トップセミナー等の開催による男女共同参画の意識啓発	R4.12 男女共同参画講演会「SDGsが目指す男女共同参画社会～今、地域社会に問われていること～」開催 企業への意識啓発のため、市内85事業所へ案内を通知。うち事業所からの参加者:3名	A	トップセミナーを兼ねた男女共同参画講演会の開催を通して、企業における男性管理職等に対する意識啓発ができた。	市民協働課
54	地域活動情報の提供	≪秘書広報課≫ 広報紙掲載 ▼交通安全街頭キャンペーン(5月) ▼春季スポーツ大会(7月) ▼社会を明るくする運動/東中学校区インターネットラブル防止、マイ・タイムライン作成授業(8月) ▼子どものSNS犯罪被害防止啓発活動/男女共同参画審議会開催(9月) ▼フットゴルフ体験会(10月) ▼手話言語の国際デーブルーライトアップ/バンドウミライ楽考名産品講座/敬老会/秋季スポーツ大会(11月) ▼市長を囲んでパパママ懇談会/おいごコスモス街道地域のふれあいイベント/シニア芸能発表大会(12月) ▼市民文化祭/七郷フェスティバル学校環境緑化モデル事業完成式典/コラボレーション/女性に対する暴力をなくす運動/人権週間キャンペーン(1月) ▼男女共同参画講演会開催/チャレンジゴルフ大会(2月) ▼坂東ひな飾り展/花いっぱい運動花壇コンクール/バンドウミライ楽考協働講座/文化財防火訓練(3月) ≪交通防災課≫ 広報紙掲載 ・災害協定、広域避難(5月号)、避難情報等の変更、避難行動(6月号)、我が家のタイムライン作成(7月号)、広域避難(8月号)、忘れないで令和元年東日本台風、消防団表彰伝達式(10月号)、災害時の防災情報(11月号)	A	少しずつコロナ禍前の日常生活に戻りつつあり、十分な感染症対策を講じたうえで、3年ぶりに動き始めたイベントや活動が多く見られたため、地域の皆様の笑顔を届ける取材を積極的に行った。 また、市政に対する温かな寄附や寄贈、地域活動などの各分野で名誉ある賞を受章された皆様の活動紹介をしてきたほか、報道機関の持つ広域性及び速報性を活かした、効果的かつ戦略的な情報発信(プレスリリース)を心がけ、市の広報紙のみならず新聞やネット等における情報提供に努めた。	各課

第3次ばんどう男女共同参画プラン進捗状況調査一覧(R5.3.1現在)

No	事業名	実績	評価	実績に対する評価	担当課
		<p>《企画課》</p> <p>主な広報紙掲載内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京直結鉄道の延伸誘致に係る要望書の提出 ・東京直結鉄道誘致促進大会茨城ブロック大会の開催 ・総合計画(未来ビジョン)第2期戦略プランの策定 ・地域公共交通及び公共交通利用券の案内 ・デマンドタクシー運行内容の変更のお知らせ ・パブリック・コメント(市民意見公募)の実施 ・結婚新生活支援補助金事業の実施 ・子育て世代定住促進奨励金の実施 ・市統計功労者表彰(統計調査員) <p>《こども課》</p> <p>広報ばんどうに毎月「子育て支援センター」の予定を掲載し、市内9か所ある子育て支援センターにおいて、育児相談等を実施した。コロナ禍ではあったが、10月からイベントを再開した。</p> <p>《介護福祉課》</p> <p>広報・ホームページ掲載</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5月 高齢者相談案内、見守り活動への協力に関する協定締結、高齢者向けサービスの紹介 ・6月 地域包括支援センター案内 ・7月 地域の見守りの活動啓発、在宅ねたまり高齢者介護慰労金申請案内 ・8月 敬老会・敬老祝金案内、認知症を知る月間啓発 ・9月 敬老会案内 ・11月 敬老会開催 ・1月 元気シニアバンク登録、シニアカード案内 <p>民生委員による要支援者への情報提供</p> <p>《健康づくり推進課》</p> <p>広報ばんどうお知らせ版に毎月、健診の予定やイベントの掲載などを行っている。</p> <p>《農業政策課》</p> <p>野菜即売会等で農業者団体のチラシの配布を行っている。</p> <p>《商工観光課》</p> <p>チラシ全戸配布、市ホームページ・Facebook及び観光協会ホームページへの掲載等(菊花展、ばんどう応援市、将門まつり、写真コンクール等)</p> <p>《生涯学習課》</p> <p>公民館活動の周知を、お知らせ版や市のHPなどで行っている。</p> <p>《資料館》</p> <p>展覧会ごとにポスターとチラシを作成し、市内外に配布している。また、広報紙やホームページなどで定期的に資料館のイベントを周知している。</p> <p>《図書館》</p> <p>広報紙や、ホームページ、図書館カレンダーなど定期的に図書館のイベントを周知した。</p>			
55-1	市ホームページでの地域情報提供の実施	<p>主なホームページ掲載内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通に関する情報(常時) ・ふるさと納税に関する情報(常時) ・市の各種統計情報(常時) ・パブリック・コメント(市民意見公募)の実施(随時) ・結婚新生活支援補助金事業の実施 ・子育て世代定住促進奨励金の実施 	A	適時適切な情報発信に努めた。	企画課

第3次ばんどう男女共同参画プラン進捗状況調査一覧(R5.3.1現在)

No	事業名	実績	評価	実績に対する評価	担当課
55-2	市ホームページでの地域情報提供の実施	・6月 第3次ばんどう男女共同参画プラン進捗状況調査報告、男女共同参画週間 ・9月 パパママ懇談会開催案内 ・11月 男女共同参画講演会開催案内 ・1月 いきいきセミナー(第1回)開催案内 ・2月 いきいきセミナー(第2回)開催案内 ・常時 300人以下の労働者を雇用する事業主対象 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定の啓発	A	男女共同参画事業の取組を掲載することにより、幅広い世代に意識の啓発を推進することができた。	市民協働課
56	地域活動に参加しやすい環境づくり	地域活動等へ男女がともに参画できるよう、女性団体の役員会等でオンラインを活用しての研修会開催を働きかけた。	A	コロナ禍における各種地域活動等の開催方法について配慮を行い、男女がともに家庭や地域活動に参画できる環境の推進に努めることができた。	市民協働課
57	地域活動やイベント会場等での保育サービスの拡充	一時預かり事業(私立5園・公立1園)で実施。	A	コロナ禍にあり、十分な提供はできなかったが、相談等を行うことができたことは、保護者の心理的・肉体的負担の軽減につながった。	こども課
58	女性の視点に立った地域活動の条件整備	男女共同参画計画の策定に伴い、住民意識調査や事業所への意識調査を行い、女性の視点に立った地域活動に誰もが参画できるよう、プランの見直しを行った。	A	各課と連携しヒアリングを行い、女性の視点に立った計画が推進できるよう、プランを立てることができた。	市民協働課
59	広く住民が参加するイベントの開催	坂東市女性フォーラムとの共催事業 ・R4.11月12日～25日「女性に対する暴力をなくす運動」期間でのパープルライトアップ及びパープルリボンの実施。今年度はライトアップ範囲を拡大し啓発に取り組んだ。	A	市役所行政情報コーナーにパープルリボンツリーを設置し、運動のシンボルである紫色のリボンをツリーに付けてもらう事により、住民の積極的な参画を促すことができた。パープルライトアップについては、よりライトアップを拡大して行うことにより、広く周知ができた。	市民協働課
60	若い世代活躍推進事業(新規)	R4.3 ラジオ番組自体が終了となり、高校生の活動がなくなったため、新たな事業について坂東清風高校と協議を行った。	B	高校生の社会参画に向けた新規事業について坂東清風高校と協議を行うことができた。	市民協働課
61	地域防災組織の役員やリーダーへの女性の登用	坂東市災害ボランティアに新規で女性6名登録。	A	女性団体を通じて、ボランティア募集を行うことで女性の登録者を募ることができた。	市民協働課
62	地域防災計画策定過程における女性の参画	R5.2開催の防災会議に女性委員4名が出席し、地域防災計画の修正について、審議いただいた。	A	女性の視点を踏まえた修正を行うことができた。	交通防災課
63	地域防災計画・職員マニュアルの徹底	地域防災計画の修正を行った。	A	女性の視点を踏まえた修正を行うことができた。	交通防災課
64	女性及び子育て世帯等に対する防災情報等の提供	県ダイバーシティ推進センター主催の防災に関するZoom研修のチラシを男女共同参画コーナーに設置し、開催を周知した。(男女共同参画推進員1名、職員1名参加)	A	防災情報等に関する研修に積極的に参加、情報を収集し、提供することができた。	市民協働課
65	労働法の周知	・労働基準法改正による「年次有給休暇の計画的付与制度の導入」促進の周知【チラシ・ポスター設置7月～、市HP掲載12月～※2か月に1回】	A	県等の労働法に関するパンフレット等を公共施設等に設置、および市ホームページへ掲載し、労働基準法の改正や働き方改革関連法について周知に努めた。	商工観光課
66	労働環境改善の啓発の推進	・労働基準法改正による「年次有給休暇の計画的付与制度の導入」促進の周知【チラシ・ポスター設置7月～、市HP掲載12月～※2か月に1回】 ・「女性活躍推進法」に基づく、一般事業主行動計画の策定及び認定等に関する説明会の開催を周知(3月に4回、市HP掲載3/2～)	A	県等の労働法に関するパンフレット等を公共施設等に設置、および市ホームページへ掲載し、労働基準法の改正や働き方改革関連法について周知に努めた。	商工観光課

第3次ばんどう男女共同参画プラン進捗状況調査一覧(R5.3.1現在)

No	事業名	実績	評価	実績に対する評価	担当課
67	企業間交流や研修会の開催による男女共同参画意識の啓発	R4.12 男女共同参画講演会(トップセミナー)「SDGsが目指す男女共同参画社会～今、地域社会に問われていること～」開催。企業への意識啓発のため、市内85事業所へ案内を通知。事業所からの参加者:3名	A	市内事業所や学校へ周知し、ワーク・ライフ・バランスの促進等、管理職への啓発をすることができた。	市民協働課
68	待遇や昇進に関する相談窓口の周知	女性相談カードを設置し周知 ・R4女性相談での性別による待遇や昇進の格差に関する相談 0件	A	女性相談カードを市内公共施設や商業施設等に設置し相談窓口の周知をしたが、性別による待遇や昇進の格差に関する相談はなかった。	市民協働課
69	働きやすい労働環境の整備	R4.12 男女共同参画講演会(トップセミナー)「SDGsが目指す男女共同参画社会～今、地域社会に問われていること～」開催。企業への意識啓発のため、市内85事業所へ案内を通知。事業所からの参加者:3名	A	市内事業所や学校へ周知し、男女が働きやすい環境整備への啓発をすることができた。	市民協働課
70	女性の交流拡大と企業支援(新規)	・坂東市創業支援事業の周知 【公共施設へのチラシ、ポスターの設置、市HP掲載】 ・ばんどう創業スクール(坂東市商工会主催)の周知 【市広報紙掲載、市HP掲載】	A	本年度のばんどう創業スクールでは、支援実績が多数ある中小企業診断士や社会保険労務士を招き、セミナーや個別相談会を行い、20名の参加があった。	商工観光課
71	農業者組織への女性の参画推進(新規)	人・農地プラン検討会に4名の女性農業者が委員として参加している。	A	人・農地プラン検討会委員10名のうち女性委員は4名おり、良い状況だと思う。	農業政策課
72	家族経営協定の普及及び遵守状況の調査	R3.4.1R3年度新規締結数 15件 R4.4.1締結総数 146件 R5.4.3現在R4年度新規締結数 6件	B	令和4年度は前年度の新規締結数よりもかなり減ってしまった。	農業政策課
73	就業に関する相談	R4女性相談での就業に関する相談 0件 「働く女性のためのキャリア研修」および「女性活躍・働き方応援シンポジウム」チラシを設置	A	女性相談での就業に関する相談はなかった。厚生労働省や茨城県からの女性の就業支援に関するチラシ等を設置した。	市民協働課
74	再就職支援事業等の実施	・県西地区就職支援センター出張相談の周知 【市広報紙掲載毎月1回、市HP2/16掲載、カウンターに掲示物設置】 ・県西若者サポートステーション出張相談の周知 【市広報紙掲載9/1号、市HP6/7掲載】	B	・サポステや県西地区就職支援センターの出張相談を周知し、市内での再就職の支援を行った。しかし、結婚や子育てにより離職した女性を対象とした支援を行うことはできなかった。	商工観光課
75	再就職支援に関する県事業との連携	・ハローワーク情報活用ガイドの設置 ・求人票の設置(毎週更新) ・県西地区就職支援センター出張相談の周知 【市広報紙掲載毎月1回、市広報誌7/7号掲載、市HP2/16掲載、カウンターに掲示物設置】 ・県西若者サポートステーション出張相談の周知 【市広報紙掲載9/1号、市HP6/7掲載】 ・地域若者サポートステーション事業ポスター掲示 ・チャレンジいばらき就職面接会(水戸会場)周知 【チラシ設置、市HP掲載8/31～10月】 ・いばらき就職・転職フェア(水戸会場)周知 【チラシ設置、市HP掲載8/23～11月】 ・元気いばらき就職面接会(筑西会場)周知 【チラシ設置、市HP掲載10/6～11月】	A	市内の各出張相談の案内を行い、ハローワークへ行けない方への支援を行った。また、求人票の設置や県主催の就職面接会の周知を行い、再就職に繋がる情報提供に努めた。	商工観光課
76	「技能講習会」や「再就職セミナー」などの開催情報の提供と参加募集	・求職者支援訓練(ハロートレーニング)のチラシ設置 ・講座案内リーフレット(野田地域職業訓練センター)設置 ・公共職業訓練受講者募集パンフレット(ポリテクセンター茨城)の設置	A	公共施設へチラシを設置し、参加者の募集情報を随時提供した。	商工観光課

第3次ばんどう男女共同参画プラン進捗状況調査一覧(R5.3.1現在)

No	事業名	実績	評価	実績に対する評価	担当課
77	各種技能資格取得講習会の情報提供と講習会修了者の就労支援	・就職支援情報誌「就活通信」(いばらき就職・生活総合支援センター)の設置 ・求職者支援訓練(ハロートレーニング)のチラシ設置 ・講座案内リーフレット(野田地域職業訓練センター)設置 ・公共職業訓練受講者募集パンフレット(ポリテクセンター茨城)の設置	A	公共施設へチラシを設置し、参加者の募集情報を随時提供した。	商工観光課
78	パート就労相談員等による相談・指導事業の推進	・県西地区就職支援センター出張相談の周知 【市広報紙掲載毎月1回、市HP2/16掲載、カウンターに掲示物設置】	B	・サポステや県西地区就職支援センターの出張相談を周知し、市内での再就職の支援を行った。	商工観光課
79	在宅ビジネスに関する詐欺被害等の防止	・市内小学校に対して出前講座の開催	A	急増するネットやゲームのトラブルに関して出前講座を行い、注意喚起し被害を防止に努めた。	商工観光課
80	ワーク・ライフ・バランスの意識の啓発	<p>《市民協働課》 男女共同参画講座いきいきセミナー時に、女性の働き方、キャリアについて意識啓発を図った。</p> <p>《商工観光課》 ・夏季における年次有給休暇取得促進機関における周知 【ポスター・チラシの設置】 ・10月の年次有給休暇取得促進期間における周知 【ポスター・チラシの設置】 ・冬季における年次有給休暇取得促進機関における周知【ポスター・チラシの設置】 ・2月年次有給休暇の取得促進の周知 【市HP掲載2/22～、ポスター・チラシの設置】</p>	A	<p>《市民協働課》 国際女性デーに合わせて講座を行い、女性のためのスキルアップ講座をうことで、女性活躍やワーク・ライフ・バランスについての意識啓発をより効果的に行うことができた。</p> <p>《商工観光課》 年次有給休暇取得促進に向けて、ポスターの掲示、チラシの設置、ホームページの掲載を行い、一年を通して周知に努めた。</p>	市民協働課 商工観光課
81	多様な働き方についての啓発の実施	事業所におけるR4出前講座の実施 0件	B	事業所での依頼がなかったため、実施に至らなかったが、トップセミナー開催時に市内事業所へ啓発をすることができた。	市民協働課
82	育児・介護休業制度の周知と理解・協力の促進	R4.12 男女共同参画講演会(トップセミナー)「SDGsが目指す男女共同参画社会～今、地域社会に問われていること～」開催。企業への意識啓発のため、市内85事業所へ案内を通知。事業所からの参加者:3名	A	市内事業所や学校へ周知し、ワーク・ライフ・バランスの促進等、管理職への啓発をすることができた。	市民協働課
83	地域における子育て支援の推進	広報ばんどうに毎月「子育て支援センター」の予定を掲載し、市内9か所ある子育て支援センターにおいて、育児相談等を実施した。コロナ禍ではあったが、10月からイベントを再開した。	A	コロナ禍の中においても相談等を行うことができた。コロナ禍ではあったが、10月からイベントを再開できたことは、一定の成果につながった。	こども課
84	育児休業の取得や男性も含めた働き方の見直しの啓発	<p>《総務課》 毎週水曜日はノー残業デーとし、グループウェアで職員に周知するなど定時退庁を促している。 また、毎月第3水曜日、七夕及び十五夜の日を一齐消灯日として定時退庁を促している。 さらに、男性職員の育児休業取得の促進等を図るため、女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画(後期計画)の推進に努めた。</p> <p>《商工観光課》 ・夏季における年次有給休暇取得促進機関における周知 【ポスター・チラシの設置】 ・10月の年次有給休暇取得促進期間における周知 【ポスター・チラシの設置】 ・冬季における年次有給休暇取得促進機関における周知【ポスター・チラシの設置】 ・2月年次有給休暇の取得促進の周知 【市HP掲載2/22～、ポスター・チラシの設置】</p>	B	<p>《総務課》 年次休暇や時間外勤務の実情把握をこまめに行い、人員調整や応援体制、予算要求の際に活用するとともに、職員に対する呼びかけも積極的に行うことができた。</p> <p>《商工観光課》 年次有給休暇取得促進に向けて、ポスターの掲示、チラシの設置、ホームページの掲載を行い、一年を通して周知に努めた。しかし、育児休業に重点を置いた啓発は行うことができなかった。</p>	総務課 商工観光課

第3次ばんどう男女共同参画プラン進捗状況調査一覧(R5.3.1現在)

No	事業名	実績	評価	実績に対する評価	担当課
85	夫婦とともに築く家庭生活や育児の推進	<p>《こども課》 次世代育成支援地域行動計画に係るアンケートの実施。 《健康づくり推進課》 マタニティ・ファミリークラス年14回実施 参加者数 延104名 (内 夫 41名) 随時:母子手帳交付時に父親(パートナー)が来所の場合、パートナー用の問診票を用い指導を実施した。 令和4年度より父親の育児応援教室として「パパプラス」を2回実施した。育児手技や月齢に合わせた遊び方を学び、子どもとの触れ合いや夫婦協働での育児を促進した。</p>	A	<p>《こども課》 健診時にアンケートを回収することにより、一定の成果が得られた。 《健康づくり推進課》 母子手帳交付時や妊婦相談時にバンビィクラス(マタニティクラス・ファミリークラス)に夫婦ともに参加することを促した。マタニティクラス・ファミリークラスでは、ともに築く家庭生活や育児への取組について情報提供を行った。 父親用の問診票を用いることで、父親への指導の介入が行いやすくなった。また、父親の持つ疑問の軽減につなげることができた。さらに、父親向けの育児教室を行うことによって、父親の育児参加への意欲及び技術、知識を向上させることができた。</p>	こども課 健康づくり 推進課
86	保育サービス等の充実	<p>《こども課》 子ども・子育て支援事業に基づく病後児保育事業、体調不良児保育事業を行った。 放課後児童クラブ七郷館の施設整備を行った。 《生涯学習課》 生涯学習事業に該当しないため実施なし。</p>	A	<p>《こども課》 安心して預けられる保育体制の整備につながった。</p>	こども課 生涯学習課
87	高齢者の生活環境の充実と健康づくり	<p>《介護福祉課》 ・介護予防・生活支援サービス事業(通年) ・地域包括支援センターの運営(通年) ・在宅医療・介護連携推進事業(書面・WEB) ・認知症初期集中支援事業(通年) ・見守り協定の締結(11事業所) ・登下校見守りボランティアへの啓発活動(13団体) ・生活支援体制整備事業(通年) ・各種生活支援サービス等の提供(通年) 《健康づくり推進課》 高齢者に特化した事業は行っていない。</p>	B	<p>《介護福祉課》 高齢者対応や医療従事者・高齢者福祉施設との会議開催にあたり、新型コロナウイルス感染症による様々な制限がある中で、徹底した感染対策やWEBの活用により、可能な限り事業を推進することができた。また、あらたな見守り協定の締結や既存ボランティア団体へ高齢者の見守りに関する啓発活動を実施した。</p>	介護福祉課 健康づくり 推進課
88	特別な支援を必要とする人に対する適切なサービス提供	<p>《社会福祉課》 生活困窮者については家計改善の助言や失業者への家賃補助、失業保険の申請助言、就労へ向けたサポート、求人情報の提供を実施。 《こども課》 ひとり親世帯への通常の手当のほか、昨年に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響や物価高騰の影響を受けたひとり親世帯に給付を行った。</p>	A	<p>《社会福祉課》 計画通りに実施し、適切なサービス提供につなげることができた。 《こども課》 国・県での給付金もあり、給付作業が増加したが、対象者にもれなく支給することができた。</p>	社会福祉課 こども課
89	相談先・相談方法についての情報の提供	<p>《社会福祉課》 ホームページでは生活保護の問い合わせ先の他、新型コロナウイルス対策で住居確保給付金について掲載。また新型コロナウイルス特集号の広報紙にも住居確保給付金について掲載。 《こども課》 広報ばんどうに児童相談の案内や、親子のための相談LINE、「189」や虐待ホットラインの掲載、児童センター、こども課窓口での啓発資料の配布を行った。 11月の虐待防止月間にオレンジリボンを配布し、児童虐待に対する啓発や通告先の周知を実施。</p>	A	<p>《社会福祉課》 計画通りに実施し、適切な情報提供につなげることができた。 《こども課》 市民の方や、学校・園など様々な経路での通告や相談が複数回あり、通告する内容や相談先の周知をすることができていた。</p>	社会福祉課 こども課

○進捗状況調査結果について

基本目標Ⅰ 一人ひとりの人権を尊重するまちにしよう

(1) 男女共同参画の視点に立った意識の改革【No.1～14】

広報紙やSNSを活用した男女共同参画に係る広報・啓発活動について、概ねプランに沿った事業実施がなされている。若者の更なる意識啓発としてSNSの有効活用や若い世代が参加する事業を活用しての啓発を行っていく必要がある。

市民協働課では、女性団体との連携による共催事業等を開催するとともに、オンライン研修会や視察研修を行い団体の育成支援を行った。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止により2年間中止してきた男女共同参画に係る事業（男女共同参画講演会、いきいきセミナー等）を実施する際には、感染症対策に配慮しながら、参加しやすい日時での開催やチラシ等の配布により、市民への啓発に努めている。

国では地域における多文化共生を推進するなかで、坂東市における外国人住民数は年々増加している状況である。市民が国際感覚を養い視野を広げていくためにも、外国語指導助手の活用による英語教育の幼小中連携の強化を継続し、外国人のための相談や情報提供の充実を図っていく。

(2) 男女平等教育・学習の推進【No.15～24】

福祉や保育、教育現場では男女平等・人権教育等の取り組みが積極的に推進されており、プランに沿った事業実施がなされている。人格形成において最も大切な幼少期から正しい認識を持つことが重要であり、継続して推進していく。

(3) 生命と性と心の尊重【No.25～36】

女性相談窓口や家庭相談員による相談事業について、プランに沿った事業実施がなされている。児童虐待等の早期発見や保護、支援のためのネットワークにより、要保護児童の支援を継続して対応していく。また、県女性相談センターや警察との連携により、DVなどの被害防止に努めるとともに、庁内においても関係各課との更なる支援体制の強化を図っていく。引き続き、セクシュアル・ハラスメント防止の啓発や相談に努めていく。

ICT教育の導入等でインターネットやSNSの利用が若年化しているなか、メディア・リテラシーに関する教育を引き続き推進するとともに、児童・生徒に対する情報モラル教育を進めていく。

(4) 生涯にわたる健康の保持・増進【No.37～41】

健康相談や市民の健康増進に関する各種事業を積極的に展開しており、プランに沿った事業実施がなされている。総合健診や婦人がん検診など、働く女性にも受診がしやすい体制を整備することにより、早期発見の意識付けをし、健康の保持増進へ向けて支援を継続していく。

基本目標Ⅱ あらゆる分野で男女共同参画を進めよう

(1) 政策・方針決定過程への女性の参画【No.42～49】

女性の登用については、委員の選任や改選の際は市民協働課と協議することとし、全庁的に周知をしている。

しかしながら、審議会・委員会等の女性登用調査（令和4年4月）では、女性比率は26.2%であり、プランの目標値の40%には届かなかった。男性のみの審議会・委員会もあり、引き続き全庁的に取り組んでいかなければならない課題である。今後も更に女性人材バンクへの登録を市民へ促進し、全庁的に活用を周知していく。

また、女性の能力向上を目的とした講座やセミナーを開催し、女性リーダーの育成や女性の活躍推進に努めていく。

(2) 男性にとっての男女共同参画【No.50～53】

男性の家事、子育て、地域活動への参画を促進するため、男性に向けた学習機会の提供や啓発などに取り組むとともに、参加しやすい社会環境整備が必要である。

また、講演会やトップセミナー等を開催し、企業における男性管理職の意識啓発に積極的に取り組んでいく。

(3) 地域社会での男女共同参画の推進【No.54～60】

地域活動に関連する情報提供について、各課で広報紙を中心に掲載しており、概ねプランに沿った事業実施がなされている。一人ひとりが性別にとらわれず地域活動に参加しやすいよう、条件の整備・推進をしていき、イベント時の保育サービスや、保育園の一時預かり事業も継続していく。

また、青少年社会参加推進事業では、若い世代から地域における男女共同参画を促進するとともに、女性の視点に立った地域活動の促進に努めていく必要がある。

(4) 防災における男女共同参画の推進【No.61～64】

女性の視点に立った地域防災の推進について、プランに沿った事業実施がなされている。地域防災計画の改訂や防災に関する各種マニュアル作成の際には、女性の立場に立った整備を進めており、役員やリーダーへの女性の参画や登用を行っている。

地域防災において女性が活躍し、女性や子育て世帯、高齢者への配慮がされた、女性の視点に立ったきめ細かい防災対策を整え、情報提供を積極的に努めていく。

基本目標Ⅲ 多様な働き方ができる社会にしよう

(1) 労働条件と労働環境整備【No.65～72】

雇用者・労働者双方に対する労働法等関係法の周知や農業等における男女共同参画の推進は概ねプランに沿った事業実施がなされている。

多様性社会のなか、一人ひとりが働きやすい労働環境となるよう、男女共同参画に関するトップセミナーを通じて、事業所等に対し労働条件の見直しや、環境改善の働きかけを強化していく必要がある。

(2) 男女の生涯にわたる雇用・就業の支援【No.73～79】

県やハローワークと連携した各種支援事業について、概ねプランに沿った事業実施がなされている。

女性に限らず、再就職や起業に向けた支援、非正規労働者への相談・指導の情報提供を充実し、就労を継続できる環境づくりが必要である。

(3) 男女の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の促進【No.80～89】

仕事と家庭の両立に向け、子育て支援や高齢者福祉について、概ねプランに沿った事業実施がなされている。

引き続き、ノー残業デーの徹底や男性が育児・介護休業を取得しやすい環境整備に努め、市が更に率先して取り組んでいく必要がある。また、トップセミナーを通して、市内事業所等へ働き方の見直しについての啓発に努めていく。